

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
米国加州北部都市圏におけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
個別テーマ／事後評価委員会

日時：2021年8月31日（火） 13:30～16:30

場所：NEDO（川崎）2101・2102会議室（オンラインからも参加）

議事次第

（公開セッション）

1. 開会、資料の確認	13:30～13:35	（5分）
2. 評価委員会の設置について	13:35～13:45	（10分）
3. 評価委員会の公開について	—	
4. 評価の実施方法について	—	
5. 事業の概要説明		
5.1 事業の位置づけ・必要性、実証事業マネジメント	13:45～14:00	（15分）
5.2 実証事業成果、事業成果の普及可能性	14:00～14:30	（30分）
5.3 質疑応答	14:30～15:05	（35分）

（休憩 10分）

（非公開セッション）

6. 事業の詳細説明		
6.1 事業成果の普及可能性	15:15～15:35	（20分）
6.2 質疑応答	15:35～15:55	（20分）

（休憩 10分）

（公開セッション）

7. まとめ・講評	16:05～16:20	（15分）
8. 評価スケジュール、その他	16:20～16:30	（10分）
9. 閉会		

事後評価委員会の設置について

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
 米国動力供給システムにおけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
 個別テーマ／事後評価委員会

表1 事後評価委員会委員名簿

職位	氏名	所属	役職
委員長	いけや ともひこ 池谷 知彦	電力中央研究所 企画グループ	特任役員
委員長代理	もりかわ たかゆき 森川 高行	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所	教授
委員	おおた ゆたか 太田 豊	大阪大学 大学院工学研究科	特任教授
委員	しま ひろし 島 裕	中曾根康弘世界平和研究所	主任研究員
委員	ほんごう たかし 本郷 尚	三井物産戦略研究所 国際情報部	シニア研究フェロー

敬称略、五十音順

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
 米国加州北部都市圏におけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
 個別テーマ／事後評価委員会

出席者名簿

1. 委員 5 名(表 1)は、本郷委員が急用のため委員会を欠席、他 4 名は委員会出席

2. 委員を除く出席者

【実施者】

堀江 浩史	日産自動車(株) 涉外部 担当部長
丘 力	日産自動車(株) 涉外部 課長
笹尾 昭仁	兼松(株) 電子統括室 新事業創造課 担当課長

【NEDO】

古川 善規	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 部長
瀬川 拓	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 統括主幹
楠瀬 暢彦	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 統括研究員
植田 桂実	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 主幹
藤田 雅和	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 主査
遠藤 寛明	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 主任
藤原 理佐	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 主任
村上 真一	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 主任
熊谷 雅行	スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 専門調査員

梅北 栄一	国際部 部長
三木 崇利	国際部 統括主幹
鳴瀬 陽	国際部 統括主幹
水野 功平	国際部 主幹
坂 秀憲	国際部 主査
川岡 浩	国際部 専門調査員
佐倉 浩平	国際部 専門調査員
江尾 勝	国際部 専門調査員
長澤 杏優	国際部 職員

【経済産業省】

速水 大介	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課 国際室 国際専門職
-------	--

事後評価委員会の公開について

事後評価委員会は、「NEDO技術委員・技術委員会等規程」第2条第1項に基づき、原則公開とする。ただし、同条第2項に基づき、委員長が必要と認める場合（※）、事後評価委員会を非公開とすることができる。

（※）知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等

なお、運用として下記のとおりとする。また、新型コロナウィルス感染拡大に伴う評価方法の変更により、下線部について追加する。

- (1) 配布資料については原則として会議終了後1ヶ月以内に公開する。
- (2) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
ただし、3密を避けるため、本評価委員会は一般傍聴を受け付けない。
- (3) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (4) 公開される報告書等には非公開部分は含まないものとする。

事後評価委員会における秘密情報^(注1)の守秘とその取扱いについて

評価関係者^(注2)は、事後評価委員会において取り扱う秘密情報を、以下の通り厳格に守秘することとする。

事後評価委員会における秘密情報は、我が国の産業競争力の向上及び、企業・団体等の間の公正な競争の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、本事業の評価のためにのみ使用することとする。なお、実施者からの要請等を踏まえ、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととする。

秘密情報には、非公開情報が含まれる。書面、電子形式の非公開情報には「非公開情報」であることを記載する。事後評価委員会の終了後1ヶ月以内に、委員は提示された非公開情報を、NEDO職員の指定に基づき、返却、破棄、削除等を実施することとする。

(注1) 秘密情報とは、評価のためにNEDO又は評価対象事業の実施者が提示^(注3)する技術的および営業上の秘密情報であり、事前に提示された情報、事後評価委員会で準備された情報、質疑、事後の回答など全てを含むものとする。

(注2) 評価関係者とは、事後評価委員およびNEDO職員を指す。

(注3) 提示とは、書類等を提供する以外に、電子形式や口答で伝えることも含む。

(参考) 守秘義務について

評価委員 NEDO評価委員承諾時に誓約

「・・・貴機構の研究開発は最先端の技術を狙ったものであり、我が国の産業競争力の向上の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、知り得た技術情報や企業戦略等については、厳格に守秘することを誓約します。」

NEDO職員 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法が適用

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

国際実証_個別テーマの事後評価について

1. 事後評価の位置付けについて

事後評価は、実証マネジメントサイクル（図 1）の一翼を担うものとして位置付け、評価結果を被評価事業等の資源配分、事業計画等に適切に反映させることにより、事業の加速化、縮小、中止、見直し等を的確に実施し、実証事業内容やマネジメント等の改善、見直しを的確に行っていきます。



2. 評価の目的

NEDO では、次の 3 つの目的のために評価を実施しています。

- (1) 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- (2) 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- (3) 評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

3. 評価の原則

評価の実施に当たっては、次の 5 つの共通原則に従って行います。

- (1) 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。
- (2) 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- (3) 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- (4) 評価の中立性を確保するため、外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- (5) 評価の効率性を確保するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要的評価作業の重複の排除等に務める。

4. 評価の実施体制

NEDO 国際部が、対象技術、事業の専門家、有識者で構成する評価委員会を設置し、評価を実施しています。

5. 評価手順

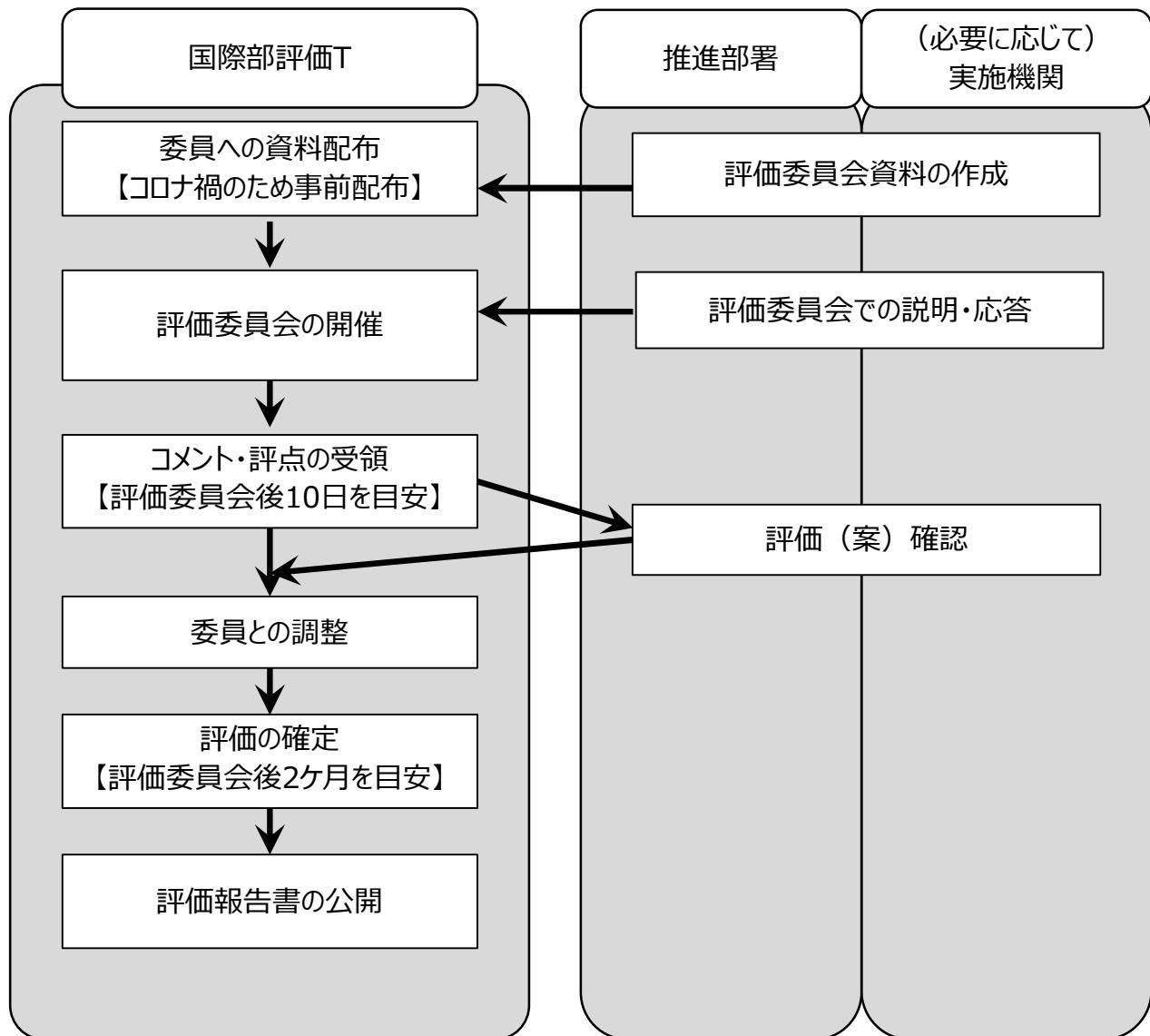


図2 評価作業フロー

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
米国加州北部都市圏におけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
個別テーマ／事後評価に係る評価項目・基準

1. 事業の位置付け・必要性

(1) 意義

- ・ 対象技術について、国際的な技術水準や競合技術の状況が適切に分析され、我が国が強みを有するといえるものであったか。

(2) 政策的必要性

- ・ 案件の発掘、実証要件適合性等調査及び実証前調査でのプロポーザル、実証での売り込みなどのフロー全体を通じて、我が国の省エネルギー、新エネルギー技術の普及が促進され、世界のエネルギー需給の緩和を通じた我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するものであったか。また、温室効果ガスの排出削減に寄与するものであったか。
- ・ 当該フロー全体を通じて、技術の普及に繋がる見通しが立っていたか。
- ・ 同時期以前に同じ地域で、同じ技術の実証や事業展開がなされていなかったか。
- ・ 日本政府のエネルギー基本計画等の政策の趣旨に合致していたか。
- ・ 対象国政府との政治・経済的な関係を考慮した効果的なアプローチとなっていたか。

(3) NEDO 関与の必要性

- ・ 民間活動のみでは改善できないものであること、又は公共性が高いことにより、公的資金による実施が必要とされるものであったか。とりわけ、技術的な不確実性の存在、普及展開を図る上での運転実績の蓄積、実証を通じた対象国における政策形成・支援の獲得など、実証という政策手段が有効であったか。
- ・ 採択時点で想定していた事業環境や政策状況に関する将来予測・仮定について、実証終了時点の状況との差異が生じた要因を分析した上で、採択時における将来予測・仮定の立て方が妥当であったか。また、将来予測・仮定の見極めにあたり今後どのような改善を図るべきか。

2. 実証事業マネジメント

(1) 相手国との関係構築の妥当性

- ・ 対象国と日本側との間で、適切な役割分担及び経費分担がされたか。
- ・ 対象国において、必要な資金負担が得られていたか。
- ・ 対象国における政府関係機関より、電力、通信、交通インフラ、土地確保等に関する必要な協力が得られたか。今後の発展に資する良好な関係が構築できたか。
- ・ 当該実証事業は、対象国における諸規制等に適合していたか。

(2) 実施体制の妥当性

- ・ 委託先と対象国のサイト企業との間で、実証事業の実施に関し協力体制が構築されたか。サイト企業は必要な技術力・資金力を有していたか。
- ・ 委託先は、実証事業の実現に向けた体制が確立できていたか。当該事業に係る実績や必要な設備、研究者等を有していたか。経営基盤は確立していたか。

(3) 事業内容・計画の妥当性

- ・ 実証事業の内容や計画は具体的かつ実現可能なものとなっていたか。想定された課題の解決に対する方針が明確になっていたか。
- ・ 委託対象経費について、費用項目や経費、金額規模は適切であったか。
- ・ 標準化の獲得が普及促進に資すると考えられる場合、標準化に向けた取組が適切に検討されていたか。
- ・ 事業の進捗状況を常に把握し、社会・経済の情勢の変化及び政策・技術動向に機敏かつ適切に対応していたか。

3. 実証事業成果

(1) 事業内容・計画の達成状況と成果の意義（省エネ又は代エネ・CO₂削減効果を含む）

- ・ 事業内容・計画目標を達成していたか。
- ・ 未達成の場合、達成できなかった原因が明らかで、かつ目標達成までの課題を把握し、この課題解決の方針が明確になっているなど、成果として評価できるものであったか。
- ・ 投入された予算に見合った成果が得られていたか。
- ・ 設定された事業内容・計画以外に成果があったか。
- ・ 実証事業に係る省エネ効果又は代エネ効果、CO₂削減効果は妥当な水準であったか。

4. 事業成果の普及可能性

(1) 事業成果の競争力

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において需要見込みがあるか。将来的に市場の拡大が期待できると考えられるか。（調査実績を例示できることが望ましい。）
- ・ 普及段階のコスト水準や採算性は妥当と考えられるか。また、実証事業終了後から普及段階に至るまでの計画は、事業化評価時点のものより具体的かつ妥当なものになっていると考えられるか。
- ・ 競合他者に対する強み・弱みの分析がなされているか。特に、競合他者に対して、単純な経済性だけではない付加価値（品質・機能等）による差別化が認められるか。
- ・ 想定される事業リスク（信用リスク、流動性リスク、オペレーションリスク、規制リスク等）が棚卸されているか。その上で、これらリスク係る回避策が適切に検討されているか。

(2) 普及体制

- ・ 営業、部材生産、建設、メンテナンスなどの役割分担毎に、技術提携や合弁会社の設立など、ビジネスを実施する上での体制が検討されているか。（既に現地パートナーとの連携実績がある、現地又は近隣地に普及展開のための拠点設置につき検討されていることが望ましい。）
- ・ 当該事業が委託先の事業ドメインに合致している、又は経営レベルでの意思決定が行われているか。

(3) ビジネスマodel

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国での普及に向けて、具体的かつ実現可能性の高いビジネスプランが検討されているか。
- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において、普及に資する営業活動・標準化活動が適切に検討されているか。
- ・ 日本企業が継続的に事業に関与できるスキームとなっていることが見込まれるか。
- ・ 標準化の獲得が普及促進に資すると考えられる場合、標準化を考慮したビジネスプランが検討されているか。

(4) 政策形成・支援措置

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において、普及のために必要な政策形成・支援措置が検討されているか。

(5) 対象国・地域又は日本への波及効果の可能性

- ・ 当該技術の普及が、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。

評点法の実施について（事後評価）

1. 評点法の目的、利用

- 評価結果を分かりやすく提示すること
- 評価報告書を取りまとめる際の議論の参考
- 評価報告書を補足する資料
- 基本計画の達成状況の判断材料に用いるため^{注)}

2. 評点方法

(1) 評点の付け方と判定基準

- 各評価項目について4段階（A、B、C、D）で評価する。
- 判定基準は以下の通り。考慮事項を踏まえて、各判定基準に従って評点付けを行う。

判定基準	
1. 事業の位置付け・必要性	
・非常に重要	→A
・重要	→B
・概ね妥当	→C
・妥当性がない又は失われた	→D
2. 実証事業マネジメント	
・非常によい	→A
・よい	→B
・概ね適切	→C
・適切とはいえない	→D
3. 実証事業成果	
・非常によい	→A
・よい	→B
・概ね妥当	→C
・妥当とはいえない	→D
4. 事業成果の普及可能性	
・明確	→A
・妥当	→B
・概ね妥当	→C
・見通しが不明	→D

(2) 評点法実施のタイミング

- 委員会において、各委員へ評価付けを依頼する。
- 評価報告書（案）を確定する前に評点結果を委員に提示し、評点の確認及び修正を依頼する。

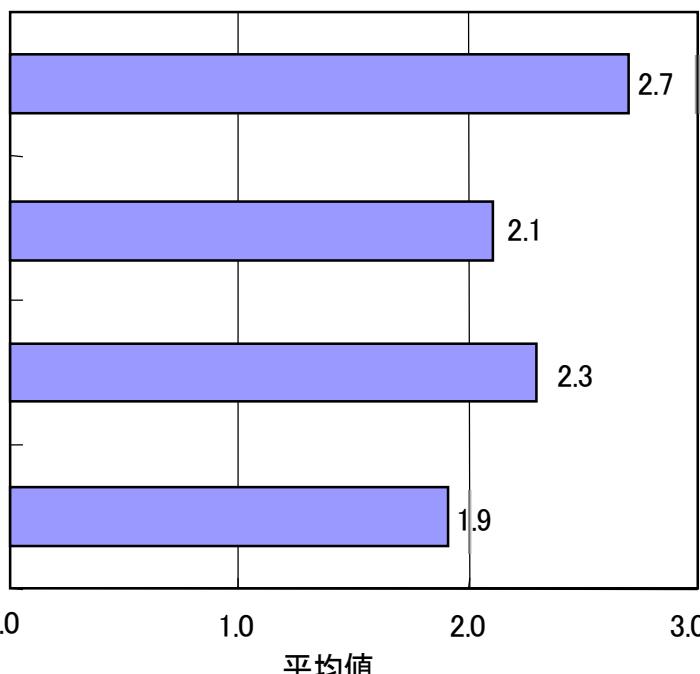
- 評価報告書（案）の確定に合わせて、評点の確定を行う。

(3) 評点結果の開示

- 評点法による評点結果を開示するが、個々の委員記入の結果（素点）については、「参考」として公表（匿名）する。
- 評点法による評価結果の開示については、評点のみが一人歩きすることのないよう慎重に対応する。
- 具体的には、図表による結果の掲示等、評価の全体的な傾向がわかるような形式をとることとする。

評点の表示例

1. 事業の位置付け・必要性



0.0

1.0

2.0

3.0

平均値

評価項目	平均値	素点（注）							
		B	A	A	A	A	B	C	A
1. 事業の位置付け・必要性	2.7								
2. 実証事業マネジメント	2.1								
3. 実証事業成果	2.3								
4. 事業成果の普及可能性	1.9								

（注）素点：各委員の評価。平均値は A=3、B=2、C=1、D=0 として事務局が数値に換算し算出。

注）基本計画におけるアウトプット目標

【事後評価に関する目標】

事業評価実施規程に基づく事業評価の対象期間中に実施する個別テーマの事後評価の評価項目のうち、「実証事業マネジメント」及び「実証事業成果」について、4段階のうち最上位又は上位の評点を得る個別テーマの比率を、全体の7割以上とする。

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
米国加州北部都市圏におけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
個別テーマ／事後評価委員会

評価コメント及び評点票

委員名 _____

コメントしていただく際の留意点

1. 評価項目に対して、説明・配布資料等に基づき、評価コメントの作成及び評点付けをお願い致します。
2. 評価コメント作成にあたりましては、単に「妥当である。評価できる。」という表現だけではなく、可能な限り、妥当である理由、評価できる理由などについて、具体的な記述をお願い致します。
3. 評価コメントは評価報告書に掲載され、公開されることになりますが、「知的財産保護のため非公開とすべき事項」、「自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある事項」、「個人情報に関すること」、「差別的表現」、「事実と相異する意見」等、その影響を考慮して一定の配慮が必要な場合は、コメントの趣旨に反することのない範囲で、評価事務局からコメントの変更等をお願いする場合があります。
4. 評点付けにあたりましては、評価コメント内容と合わせた、各評価項目について4段階（A、B、C、D）で評価をお願い致します。
5. 後日、メールにて本文ファイル（Word 形式）を送付致します。本電子ファイルにご記入頂き、以下の担当宛に電子メールにてご返送いただけますようお願いします。

期 限： 2021年9月9日（木）まで

送付先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 江尾 勝 宛

メールアドレス：ebimsr@nedo.go.jp

以上

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
米国カリフォルニア州におけるEV行動範囲拡大実証事業（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）」
個別テーマ／事後評価に対するコメント及び評点票

*注意：「枠」の大きさにとらわれずコメントをお願い致します。
（“3行以内” ということではございません。以下コメントも全て同様です。）
*評点の記入方法、取扱いについて
・各項目について、A、B、C、Dのいずれかを記入して下さい。
・評点記入の結果は、「参考」として、匿名にて公表致します。

1.各論

1.1.事業の位置付け・必要性について

(1) 意義

- ・ 対象技術について、国際的な技術水準や競合技術の状況が適切に分析され、我が国が強みを有するといえるものであったか。

(2) 政策的必要性

- ・ 案件の発掘、実証要件適合性等調査及び実証前調査でのプロポーザル、実証での売り込みなどのフロー全体を通じて、我が国の省エネルギー、新エネルギー技術の普及が促進され、世界のエネルギー需給の緩和を通じた我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するものであったか。また、温室効果ガスの排出削減に寄与するものであったか。
- ・ 当該フロー全体を通じて、技術の普及に繋がる見通しが立っていたか。
- ・ 同時期以前に同じ地域で、同じ技術の実証や事業展開がなされていなかったか。
- ・ 日本政府のエネルギー基本計画等の政策の趣旨に合致していたか。
- ・ 対象国政府との政治・経済的な関係を考慮した効果的なアプローチとなっていたか。

(3) NEDO 関与の必要性

- ・ 民間活動のみでは改善できないものであること、又は公共性が高いことにより、公的資金による実施が必要とされるものであったか。とりわけ、技術的な不確実性の存在、普及展開を図る上での運転実績の蓄積、実証を通じた対象国における政策形成・支援の獲得など、実証という政策手段が有効であったか。
- ・ 採択時点で想定していた事業環境や政策状況に関する将来予測・仮定について、実証終了時点の状況との差異が生じた要因を分析した上で、採択時における将来予測・仮定の立て方が妥当であったか。また、将来予測・仮定の見極めにあたり今後どのような改善を図るべきか。

【評価委員コメント欄】

<肯定的意見>

<改善すべき点>

【評点】

評価項目	評点
事業の位置付け・必要性	[A B C D]
非常に重要	→A
重要	→B
概ね妥当	→C
妥当性がない又は失われた	→D

1.2 実証事業マネジメントについて

(1) 相手国との関係構築の妥当性

- ・ 対象国と日本側との間で、適切な役割分担及び経費分担がされたか。
- ・ 対象国において、必要な資金負担が得られていたか。
- ・ 対象国における政府関係機関より、電力、通信、交通インフラ、土地確保等に関する必要な協力が得られたか。今後の発展に資する良好な関係が構築できたか。
- ・ 当該実証事業は、対象国における諸規制等に適合していたか。

(2) 実施体制の妥当性

- ・ 委託先と対象国のサイト企業との間で、実証事業の実施に関し協力体制が構築されたか。サイト企業は必要な技術力・資金力を有していたか。
- ・ 委託先は、実証事業の実現に向けた体制が確立できていたか。当該事業に係る実績や必要な設備、研究者等を有していたか。経営基盤は確立していたか。

(3) 事業内容・計画の妥当性

- ・ 実証事業の内容や計画は具体的かつ実現可能なものとなっていたか。想定された課題の解決に対する方針が明確になっていたか。
- ・ 委託対象経費について、費用項目や経費、金額規模は適切であったか。
- ・ 標準化の獲得が普及促進に資すると考えられる場合、標準化に向けた取組が適切に検討されていたか。
- ・ 事業の進捗状況を常に把握し、社会・経済の情勢の変化及び政策・技術動向に機敏かつ適切に対応していたか。

【評価委員コメント欄】

<肯定的意見>

<改善すべき点>

【評点】

評価項目	評点
実証事業マネジメントについて	[A B C D]
非常によい	→A
よい	→B
概ね適切	→C
適切とはいえない	→D

1.3. 実証事業成果について

(1) 事業内容・計画の達成状況と成果の意義（省エネ又は代エネ・CO₂削減効果を含む）

- ・ 事業内容・計画目標を達成していたか。
- ・ 未達成の場合、達成できなかった原因が明らかで、かつ目標達成までの課題を把握し、この課題解決の方針が明確になっているなど、成果として評価できるものであったか。
- ・ 投入された予算に見合った成果が得られていたか。
- ・ 設定された事業内容・計画以外に成果があったか。
- ・ 実証事業に係る省エネ効果又は代エネ効果、CO₂削減効果は妥当な水準であったか。

【評価委員コメント欄】

<肯定的意見>

<改善すべき点>

【評点】

評価項目	評点
実証事業成果について	[A B C D]
非常によい	→A
よい	→B
概ね妥当	→C
妥当とはいえない	→D

1.4 .事業成果の普及可能性

(1) 事業成果の競争力

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において需要見込みがあるか。将来的に市場の拡大が期待できると考えられるか。(調査実績を例示できることが望ましい。)
- ・ 普及段階のコスト水準や採算性は妥当と考えられるか。また、実証事業終了後から普及段階に至るまでの計画は、事業化評価時点のものより具体的かつ妥当なものになっていると考えられるか。
- ・ 競合他者に対する強み・弱みの分析がなされているか。特に、競合他者に対して、単純な経済性だけではない付加価値(品質・機能等)による差別化が認められるか。
- ・ 想定される事業リスク(信用リスク、流動性リスク、オペレーションリスク、規制リスク等)が棚卸されているか。その上で、これらリスク係る回避策が適切に検討されているか。

(2) 普及体制

- ・ 営業、部材生産、建設、メンテナンスなどの役割分担毎に、技術提携や合弁会社の設立など、ビジネスを実施する上での体制が検討されているか。(既に現地パートナーとの連携実績がある、現地又は近隣地に普及展開のための拠点設置につき検討されていることが望ましい。)
- ・ 当該事業が委託先の事業ドメインに合致している、又は経営レベルでの意思決定が行われているか。

(3) ビジネスマodel

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国での普及に向けて、具体的かつ実現可能性の高いビジネスプランが検討されているか。
- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において、普及に資する営業活動・標準化活動が適切に検討されているか。
- ・ 日本企業が継続的に事業に関与できるスキームとなっていることが見込まれるか。
- ・ 標準化の獲得が普及促進に資すると考えられる場合、標準化を考慮したビジネスプランが検討されているか。

(4) 政策形成・支援措置

- ・ 対象国やその他普及の可能性がある国において、普及のために必要な政策形成・支援措置が検討されているか。

(5) 対象国・地域又は日本への波及効果の可能性

- ・ 当該技術の普及が、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。

【評価委員コメント欄】

<肯定的意見>

<改善すべき点>

【評点】

評価項目	評点
事業成果の普及可能性	[A B C D]
明確	→A
妥当	→B
概ね妥当	→C
見通しが不明	→D

2. 総合評価

【評価委員コメント欄】

<総合評価>

<今後に対する提言>

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／個別実証テーマ名」
個別テーマ／事後評価委員会

評価報告書の構成について

1. 評価書の目次

下記目次の第1章を委員会でまとめる。

目次

はじめに

審議経過

評価委員会委員名簿

第1章 評価

1.総合評価

2.各論

 2.1 事業の位置付け・必要性

 2.2 実証事業マネジメント

 2.3 実証事業成果

 2.4 事業成果の普及可能性

3.評点結果

第2章 評価対象事業に係る資料

1.評価委員会公開資料

参考資料 評価の実施方法

第1章のまとめ方

評価項目毎に、「肯定的意見」、「改善すべき点」について各委員のコメントを取りまとめる。